

消火剤重量の軽荷重量への算入に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 A 編, P 編及び R 編
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領
高速船規則検査要領

改正事項

消火剤重量の軽荷重量への算入に関する事項

改正理由

SOLAS 条約においては、軽荷重量は、貨物、燃料油、潤滑油、バラスト水、タンク内の清水及び養缶水、消耗貯蔵品、旅客及び乗組員並びにその手回品を除く船舶の排水量をトンで表したものと定義されている。しかしながら、船上に貯蔵されている消火剤の重量が軽荷重量に含まれるか否かが明確でないことから、IACS において検討を行い、同消火装置用の消火剤は非常時に備え常に船上に貯蔵されているものであることから、当該重量を軽荷重量に含める旨の IACS 統一解釈 SC273 を 2015 年 11 月に採択した。

当該統一解釈は、2016 年 1 月に開催された IMO 第 3 回船舶設計・建造小委員会 (SDC3) において審議されたところ、消火に用いる清水も消火剤に含める等の修正が行われたうえで、2016 年 5 月に開催された IMO 第 96 回海上安全委員会 (MSC96) において、SOLAS 条約及び高速船コード等に関連するサーキュラーが MSC.1/Circ.1537, MSC.1/Circ.1539, MSC.1/Circ.1540, MSC.1/Circ.1541 及び MSC.1/Circ.1542 として承認され、2016 年 10 月に開催された IMO 第 70 回海洋環境保護委員会 (MEPC70) において、MARPOL 条約に関連するサーキュラーが MEPC.1/Circ.867 として承認された。また、IACS 統一解釈 SC273 は、同サーキュラーに合わせて修正が行われ、IACS 統一解釈 SC273(Rev.1)として採択された。

このため、上記サーキュラーに基づき、関連規定を改めた。

改正内容

船上に貯蔵される固定式消火装置用の消火剤（清水、炭酸ガス、ドライケミカル粉末及び泡原液等）の重量を軽荷重量に含める旨規定した。

改正条項

鋼船規則検査要領 A 編 A2.1.29
鋼船規則検査要領 P 編 P1.2.10
鋼船規則検査要領 R 編 R3.2.28
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領 1 編 2.1.1
高速船規則検査要領 1 編 2.1.16, 2.1.28